

施設・設備整備 対象・対象外の判断目安 Yes/Noチャート

※あくまで目安です。

前年度、「施設整備配分」「備品整備配分」いずれの配分決定も受けていませんか？

Yes

No

同一法人で年度連続受配はできません。ただし、同一法人他施設であれば、申請可。

申請者は保育所または学童保育所、またはこども園、地域活動支援センターを経営・運営者ですか？

申請者は法人ですか？（社会福祉法人、更生保護法人、一般・公益社団（財団）法人・特例民法法人・特定非営利活動法人）

Yes

No

法人格のない任意団体は配分対象外です。
（建物等の財産が個人に帰属してしまうため。）

（増改築・修繕等の場合）施設の所有者は申請法人ですか？

（新築の場合）土地の地目や所有権・地上権・賃借権等は、施設を設置するのに適合していますか？

Yes

No

申請法人が所有する建物等以外は原則（※）配分対象外です。
（新築等、建設後に法人のものとして登記できなければ配分対象外です。）

※小規模施設の場合、公設でない民間借上等の建物の改修・修繕であれば申請可

申請する施設は、福祉サービス利用者を直接処遇するためのものですか？

（福祉サービスを提供するための建物等ですか？）

また、整備した施設・設備等は地域と共有できる体制が整っていますか？

Yes

No

福祉サービスに直接関係のないものは配分対象外です。
（事務室や職員の休憩室・更衣室など）

必要に応じて地域の方と共有できる体制が必要です。

令和6年3月31日以前に開所している施設ですか？

Yes

No

発足1年未満の場合は配分対象外です。
（経営状態を把握し、事業実施の確実性を確認して配分計画に計上するため。）

行政からの委託事業以外の事業に使用する施設ですか？

Yes

No

行政からの委託事業は「原則」配分対象外です。

配分上限額は、1申請あたり35万円です。

なお、実際の配分の可否は、現地調査等を行い、事業の必要性・緊急性等を検討して決定しますのでご了解下さい。